

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
に当り、翌
日は、翌
日とす)

目次

- ◇訓 令 鳥取県陸運事務所長専決規程を廃止する訓令
- ◇告 示 解除予定の保安林にする旨の通知
土地改良区の設立の認可
土地の用途廃止
道路の位置の指定
- ◇公 告 行政書士試験の実施

訓 令

鳥取県訓令第八号

鳥取県陸運事務所長専決規程を廃止する訓令を次のとおり定める。

昭和四十四年十月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県陸運事務所長専決規程を廃止する訓令

鳥取県陸運事務所長専決規程(昭和二十七年十月鳥取県訓令第二十三号)

は、廃止する。

告 示

鳥取県告示第六百十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(

昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年十月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字野添字西鴨(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百二十号

倉吉市鴨河内四百六十九番地山本梅敏ほか十五人の者から設立認可申請のあつた若土地改良区については、土地改良法(昭和二十四年法律第百

九十五号)第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年十月十三日設立の

認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三項の

規定により告示する。

昭和四十四年十月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百二十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年十月二十一日から用途
廃止した。

昭和四十四年十月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	(面積) (平方メートル)	用 途
西伯都淀江町大字西原字逆川二四五ノ三番地先から 二四六番地先まで	一三二・三一	道路敷
二五三番地先から 二六四番地先まで	一五二・六六	"
二六四番地先	五七・九五	"
二六五番地先	六九・二二	"
二六二番地先から 二六九番地先まで	二六一・四二	"
二四八ノ一番地先から 二六六番地先まで	二四五・九四	水路敷
二六五番地先	二一・七五	"
二四八ノ三番地先から 二四七番地先まで	三〇・四〇	"
二五四番地先から 二五七番地先まで	一七五・一〇	"
二六二番地先から 二五九番地先まで	一三五・六九	"
二六六番地先から 二六九番地先まで	一三六・四八	"
字窄人 一八四番地先から 一六七番地先まで	一四二・三五	"

鳥取県告示第六百二十二号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定に
よる申請に基づき、次のとおり昭和四十四年十月十三日道路の位置を指定
したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十四年十月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所 及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市吉方 三〇〇ノ一 谷口 晃一	鳥取市西品治字田島前の二八〇六の一部	幅員 四・〇〇 メートル 延長 二二四・六〇 メートル
"	"	幅員 六・〇〇 メートル
"	"	幅員 八一五の一の一部
"	"	幅員 八一四の一の一部
"	"	幅員 八一六の一の一部
"	"	幅員 八一八の一の一部
"	"	幅員 八一九の一の一部
"	"	幅員 八一九の一の一部
"	八一六の二地先 水路の一部	幅員 八一六の二地先

公 告

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定に基づき、行政
書士試験を次のとおり実施するので、行政書士法施行細則(昭和26年4月
鳥取県規則第20号)第2条の規定により公告する。

昭和44年10月21日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の日時及び場所

(1) 日時 昭和44年11月14日(金) 午前10時から

(2) 場所 鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁第1会議室(2階)

2 試験の科目及び方法

次の科目について筆記試験を行なう。なお、(1)及び(2)については択一式による。

(1) 行政書士の業務に関し必要な法令

(2) 一般常識

(3) 作文

3 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者は、行政書士試験を受けることができる。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者その他同法第56条第1項に規定する者

(2) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して3年以上になる者

(3) 行政書士法施行細則第1条第2項の規定に基づき(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者

4 受験願書受付期間

昭和44年10月23日(木)から昭和44年11月7日(金)までとする。郵便による場合は、昭和44年11月7日(金)までに着信のものに限る。

5 受験手続

試験を受けようとする者は、所定の受験願書に、履歴書、受験資格を有することを証明する書面及び写真(出願前1年以内に写した上半身手札型のもの)を添えて、鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部地方課あて提出すること。

なお、受験願書を受理した者に対しては受験票を交付する。

6 試験手数料及びその納付方法

(1) 試験手数料 1,000円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはりつけること。この場合消印をしないこと。

7 この試験について不明の点は、鳥取県総務部地方課に照会すること。